

高齢者のかたへ 補聴器購入費用の 一部を補助します

【対象者】

R8.6.1から
申請ができます

申請時において次の要件をすべて満たすかた

- ① 市内に住所を有すること
- ② 65歳以上であること
- ③ 聴カレベルが次のいずれにも該当しないこと（身体障害者手帳の交付対象とならないこと）
 - ・ 両耳の聴カレベルが70デシベル以上であること
 - ・ 一側耳の聴カレベルが90デシベル以上で、かつ、他側耳の聴カレベルが50デシベル以上であること
- ④ 耳鼻科を標榜する医師により、聴カ機能の低下のため日常生活に支障があり、補聴器の装用が必要と認められていること
- ⑤ 市税に滞納がないこと
- ⑥ 過去にこの要綱による補助金の交付を受けていないこと。

【補助額】

補聴器購入費として、上限 **30,000** 円

【補助対象】

医療機器認定を取得している補聴器の購入費用

※ 付属品、診察料、文書料、修理、送料等や集音器は対象外です

※ **申請前に購入した補聴器は対象外です**

申請先・問合せ先 深谷市 長寿福祉課（⑧番窓口）
住所 深谷市仲町11番1号
電話 048-574-6645

【手続きの流れ】

1 書類（交付申請書・医師意見書）の取得

市役所長寿福祉課・各総合支所・市ホームページ（市ホームページから電子申請も可能）から入手します。

2 医療機関の受診

耳鼻科を受診し、医師意見書を記入してもらいます。
※診察料・検査料・文書料等に係る費用は自己負担です。

3 見積書（補聴器）の取得

補聴器販売店で、医療機器認定を取得していることがわかる補聴器の見積書を取得します。
※宛名に補聴器利用者の名前が記載されていること。
※付属品等を含んでいる場合、補聴器の見積額がわかること。

4 申請書等の提出

申請書、医師意見書（3か月以内に作成されたもの）、見積書等を長寿福祉課（本庁舎⑧番窓口）に提出する。

5 （市から申請者へ）交付決定通知書を送付します

6 補聴器の購入・領収書の取得

見積書を取得した販売店で補聴器を購入し、医療機器認定を取得していることがわかる補聴器の領収書を取得します。
※宛名に補聴器利用者の名前が記載されていること。
※付属品等を含んでいる場合、補聴器の領収額がわかること。

7 報告書兼請求書等の提出

報告書兼請求書、領収書等を長寿福祉課（本庁舎⑧番窓口）に提出する。

8 （市から申請者へ）補助金を交付します